

議案第11号

## 令和7年度所沢市所沢都市計画事業狭山ヶ丘土地区画整理特別会計予算

令和7年度所沢市の所沢都市計画事業狭山ヶ丘土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ415,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和7年2月18日提出

所 沢 市 長 小野塚 勝 俊

第1表  
歳入

歳入歳出予算

単位 千円

款	項	金額
1 繰入金		218,398
	1 他会計繰入金	218,398
2 諸収入		2
	1 雑入	2
3 繰越金		1,400
	1 繰越金	1,400
4 市債		195,200
	1 市債	195,200
歳入	合計	415,000

歳 出

単位 千円

款	項	金 額
1 狭山ヶ丘土地区画整理事業費		415,000
	1 狭山ヶ丘土地区画整理事業費	415,000
歳 出	合 計	415,000

第2表

## 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
狭山ヶ丘土地区画整理事業	千円  195,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる 政府資金及び機構資金について、利率の 見直しを行った後においては、当該見直 し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、 銀行その他の場合にはその債権者と協定 する融資条件による。ただし、市財政の都 合により据置期間及び償還期限を短縮し、 若しくは繰上償還又は低利に借換えする ことができる。
計	195,200			